

議員派遣について

平成29年10月2日

地方自治法第100条第13項及び舞鶴市議会会議規則第167条第1項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- ・ 平成29年度市町村職員等共同研修「市町村議会委員長研修会」
 - (1) 派遣期日 平成29年11月7日（火）
 - (2) 派遣場所 ルビノ京都堀川（京都市）
 - (3) 派遣目的 「市町村議会委員長研修会」に参加するため
 - (4) 派遣議員 上羽和幸議員 岸田圭一郎議員 桐野正明議員
鯛 慶一議員 水嶋一明議員